

別表第2（第20条関係） 納入停止等の措置に関する基準

食材等に関する事故等	措置
関係法違反	
細菌・理化学又は放射性物質検査で食品衛生法等食品関連法令の規格基準を満たさない結果が出たとき	同年度内に再び検出した場合は、状況に応じ、次回以降の当該食材納入を一時停止（※） ただし、残留農薬検査または放射性物質検査において国が定める基準を満たさないときは、判明した日から当該食材の使用を中止
食材の製造、運搬等において労働基準法、道路交通法等関連法規違反により重大な事故の発生が判明したとき	判明した日から業者登録停止又は当該食材の納入停止。停止期間は事故の状況、規模による
食材の製造等において食品衛生法等食品関連法令上の重大な違反の事実が判明したとき	判明した日から業者登録の停止又は取消。停止期間は事故の状況、規模による
始末書多重	
危険異物の混入について始末書を同一食材で同年度3回以上提出したとき	当該食材登録の停止
その他同一事案での始末書の提出が続いたとき	状況に応じ、当該食材登録又は食材納入の一時停止
健康被害	
食材を起因とした食中毒事案が発生したとき	判明した日から業者登録又は当該食材登録の停止。停止期間は健康被害の状況、規模による
食品内容明細書に記載のない又は誤表示による特定原材料を起因とした健康被害が発生したとき	判明した日から業者登録又は当該食材登録の停止。停止期間は健康被害の状況、規模による
児童生徒等に異物混入を起因とした健康被害があったとき	判明した日から業者登録又は当該食材登録の停止。停止期間は健康被害の状況、規模による
施設又は人体損害	
過失により学校又は給食共同調理場等給食調理施設の施設設備に著しい損害を与えたとき	判明した日から業者登録停止。停止期間は、損害の状況による
過失により学校又は給食共同調理場等給食調理施設内で、児童生徒等の人体に重大な損傷を与えたとき	判明した日から業者登録停止。停止期間は、損傷の状況による
不正・不実な行為	
神戸市の指名停止処分をうけたとき	判明した日から指名停止解除になるまで業者登録停止
役員その他相当の責任の地位にある者が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき	状況に応じ、知った日から3月以内の業者登録停止
要綱第6条に定める登録申請内容その他給食会の提出書類に虚偽の記載があったとき	判明した日から業者登録又は当該食材登録の停止。停止期間は虚偽の内容による
要綱第14条第3項の規定（納入業者決定後の辞退、納入単価の変更の禁止）に違反したとき	状況に応じ、発生した日から業者登録又は当該食材納入の停止

※非加熱食材については、別途取り扱いを定める。